

経済財政運営と改革の基本方針2020及び 成長戦略（令和2年7月17日閣議決定）について

令和2年7月

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて

2. ポストコロナ時代の新しい未来

○国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国

モノや人の新たな流れの在り方が求められる世界において、自由で公正な貿易・投資の基盤を支え、そのメリットを享受する経済を目指す。また、国際社会の中で、法の支配を確立し、自由貿易を維持・発展させ、新たな国際秩序・ルールづくりに積極的に貢献するとともに、気候変動等の地球規模の課題に対応し、持続可能で環境と調和した循環経済の実現など、国際協調・連帯の構築・強化を主導する役割を担える国を目指す。

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ－「ウィズコロナ」の経済戦略

(4) 消費など国内需要の喚起

(略) 休暇の分散取得や仕事と休暇を組み合わせた滞在型旅行の普及を促進しながら、（中略）消費を喚起していく。

(略) AI・量子技術・水素等の脱炭素など最先端分野における研究開発を加速するとともに、複数年の取組である中小企業生産性革命推進事業をはじめとする予算や、出資・ファンド拡充による金融支援のほか、税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。（後略）

2. 防災・減災、国土強靱化－激甚化・頻発化する災害への対応

(略) 気候変動による降雨量増大や海面上昇等を踏まえた水害・土砂災害対策や高潮・高波対策として、防災気象情報の高度化、堤防・ダム・砂防堰堤(えんてい)・ため池の整備、利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化、自然の持つ機能の活用、浸水被害防止対策、住まい方の工夫など、あらゆる関係者による流域全体での対策を実施する。

(略) 感染症・熱中症対策など避難所等の地域的特性に応じた環境改善を進める。（後略）

3. 東日本大震災等からの復興

(1) 東日本大震災からの復興・再生

(略) 福島新エネ社会構想の改定による県産再エネ水素のモデル構築を含め、未来志向のまちづくりを進める。風評払拭に向け、放射線に係る正確な情報等を国内外に効果的に発信する。たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、特定復興再生拠点区域の除染やインフラ整備等を進めるとともに、地元の意見を一層丁寧に伺いながら、拠点区域外に係る政策の方向性を検討する。（後略）

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

①観光の活性化

(略) 各国との人的交流回復までの時間を活用して、空港やC I Qなど入口の整備、多言語表記などストレスフリーで観光できる環境整備、スノーリゾート整備や文化施設・国立公園などの観光資源としての更なる活用等、新たなコンテンツづくりに取り組む。高額な消費を行う旅行者をも念頭に宿泊施設の整備や経営内容の見直し、外国人接遇能力の向上、体験型アクティビティの更なる充実など着地整備を促す。

⑤スポーツ・文化芸術の力

来夏に開催する復興五輪としての2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、感染症・暑さ対策や国際競技力の強化等を進め、人類が感染症に打ち勝った証として大会を開催し、レガシーを創出する。
(後略)

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上

(2) 科学技術・イノベーションの加速

最先端の基盤的技術であるデジタル化・リモート化、AI・ロボット、量子技術、再生医療、バイオ、マテリアル革新力、革新的環境エネルギー、アルテミス計画等の宇宙探査、準天頂衛星等各省連携による衛星開発や基幹ロケット開発等の宇宙分野、北極を含む海洋分野の研究開発を戦略的に進める。(後略)

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

(1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

② 「新たな日常」に対応した予防・健康づくり、重症化予防の推進

「新たな日常」に対応するため、熱中症対策に取り組むとともに糖尿病、循環器病などの生活習慣病や慢性腎臓病の予防・重症化予防を多職種連携により一層推進する。(後略)

第3章 「新たな日常」の実現

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

(略) 今後、世界各国が「新たな日常」に向けた取組を模索する中で、我が国がそのフロントランナーとなり、デジタル化や貿易・投資、気候変動等を含めたグローバルな諸課題に対し、国際協調や連帯を通じて、世界をリードする。 (後略)

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) を中心とした環境・地球規模課題への貢献

今回の感染症拡大を機に、我が国として、官民が連携して国内外でSDGs推進の機運を醸成し、国際ルール作りを主導し、イノベーションや関連投資・事業を強化する。

今後の10年を2030年の目標達成に向けた「行動の10年」とすべく、人間の安全保障の理念に基づき、具体的な取組を加速する。特に、質の高いインフラ、環境・気候変動・エネルギー、保健といった分野で関連する取組や投資を強化し、世界をリードする。女性、防災、教育、デジタル化及び水循環といった分野でも、SDGsの取組を進める。

パリ協定に基づく長期戦略¹に基づき、改定予定の地球温暖化対策計画を踏まえ、環境と成長の好循環を実現するため、水素等の脱炭素化の取組を推進する。特に、「革新的環境イノベーション戦略」²に基づき研究開発や投資を促進し、産業革命以来増加を続けてきた二酸化炭素を減少へと転じさせる「ビヨンド・ゼロ」を目指す。グリーンボンドの発行等を含め、ESG投資を推進する。脱炭素化という国際的な責任を果たすため、徹底した省エネルギーの推進と併せ、再生可能エネルギーについて、主力電源化を目指し、国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。必要な送配電・電源投資を着実に実施し、コスト効率化や、分散型エネルギーシステムなど真の地産地消にも取り組むよう促す。安全最優先の原発再稼働を進めるとともに実効性ある原子力規制や原子力防災体制の構築³を着実に推進する。安全性等に優れた炉の追求など将来に向けた研究開発等を推進する。

気候変動対策と防災の統合的推進により、地域の特性等に応じた土地利用のコントロールを含む気候変動への適応を踏まえた復旧・復興（「適応復興」）を進める。

SATOYAMAイニシアティブ等生物多様性保全を推進し、G20で共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けた国内外の海洋プラスチックごみ対策を主導する。

1 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）。

2 令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定。

3 道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化等を含む。

第7章 個別分野の取組

1. エネルギー・環境

(2) エネルギーを巡る課題への対応と今後のエネルギー戦略の在り方

我が国のエネルギーをめぐる課題として、①電力投資の停滞や設備の老朽化への対応、②世界的な気候変動問題への対応、③原子力発電に関する状況の変化への対応、といった課題が存在している。

こうしたエネルギーをめぐる長期的・世界的な課題（自然災害リスク、地政学リスク、国民負担の状況、技術開発の展望（※）やエネルギー投資の状況等）や、我が国が直面する足元のエネルギーをめぐる課題（化石燃料や再生可能エネルギーなどエネルギー源の扱い、ネットワーク・分散型システムの整備、燃料調達、投資環境の整備等）を含めた今後のエネルギー戦略の大きな方向性について、気候変動、安定供給、コストのバランスを踏まえつつ、未来投資会議に新たに議論の場を設け、大所高所から骨太のビジョンを検討する。

（※）再生可能エネルギー、水素、CCUS／カーボンリサイクル（CO2の分離回収・利活用）、原子力、AIの利活用等。

第9章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応

2. 今後の検討

（略）ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会の基本理念としては、

- ①新しい働き方を定着させ（テレワーク・在宅勤務、時差出勤、兼業・副業等）、リモートワークにより地方創生を推進し、DXを進めることで、分散型居住を可能とする社会像、
- ②変化への対応力があり、強靱性・復元力を持った長期的な視点に立った社会像、
- ③企業も眼前の利益にとらわれず、長期的なビジョンに立った企業像、
- ④脱炭素社会・循環経済の実現も含め、持続可能性を持った社会像、の設計が求められている。

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) エネルギー・環境

新型コロナウイルス感染症からの経済社会活動の再開に当たっては、エネルギー環境分野においても、従来の経済社会に戻るのではなく、コロナ危機と気候危機への取組を両立する観点からも、(a)脱炭素社会への移行、(b)持続可能な開発目標(SDGs)の達成、(c)ESG(Environment, Social, Governance)投資の拡大、を強力に進め、ポスト・コロナの経済社会構造をより持続可能で強靱(レジリエント)なものへと変革していくことが重要である。

気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生する中、国際社会は気候変動対策の強化の必要性を共有しており、日本では「気候変動×防災」の視点を政策に取り入れ始めている。また、世界中の企業が持続可能な開発目標(SDGs)とESGを経営の中核に置き始めている。こうした中で、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、ポスト・コロナの社会においてビジネス主導で非連続なイノベーションを通じて環境と成長の好循環を加速し、環境ビジネス分野で雇用を創出し、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への移行を加速化させるべく国内外の取組を強化していく。

①強靱かつ持続可能な電気の供給体制の確立(略)

②エネルギーをめぐる課題への対応と今後のエネルギー戦略の在り方

- ・柔軟・軽量・高効率な太陽光発電、超臨界地熱、浮体式洋上風力等の革新的な技術の開発、洋上風力の部品高度化、エネルギー用途の森林利用最適化実証などの再エネ産業の競争力強化のための取組を進める。
- ・水素社会実現に向け、CO2フリーの水素製造コスト1/10の実現等のコスト削減・需要創出を目指した技術開発・国際連携や、国際サプライチェーンの構築や地域の再生可能エネルギー由来水素の活用・環境価値顕在化等、将来の社会実装に向けた多様なモデル構築を進める。
- ・内外一体で脱炭素社会の実現に取り組むため、国内の非効率石炭火力のフェードアウトに取り組み、石炭火力輸出支援について「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」(令和2年7月9日経協インフラ輸出戦略会議決定)における新たな方針に基づき対応していく(後略)。

③グリーンファイナンスの推進

- ・2020年度中に、ESG地域金融の普及展開の課題や対応策等を検討し、その戦略・ビジョンの策定やESG地域金融実践ガイドの改訂を行う。
- ・CO2削減量が大きいイノベーションに取り組む企業への民間資金の供給を促す仕組み(ゼロエミ・チャレンジ)を2020年秋までに構築する。

6. 個別分野の取組

④ビジネス主導の国際展開、国際協力

- ・ パリ協定に基づく二国間クレジット制度（JCM）の活用、相手国の制度構築支援等により、脱炭素・廃棄物処理・リサイクル・生活排水処理分野等の環境インフラの国際展開を推進する。
- ・ 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、2023年頃に向けて我が国が進める世界的なデータ集約等を活用した国際展開の他、自治体の海洋プラスチック削減方針や地域ビジネスのモデルの構築を図る。

⑤産業・運輸分野での取組

- ・ パリ協定と整合した目標設定（Science Based Targets）への参加100社の本年度中の実現を目指し、目標策定や実行計画策定を促進する。

⑥地域・暮らし・福島新エネ社会構想・「気候変動×防災」等の取組

- ・ 地域循環共生圏の具現化と、2050年までのCO2排出実質ゼロ表明自治体（ゼロカーボンシティ）の合計人口6,500万人を夏までに実現するとともに、地域の再エネ導入に適したエリアの可視化や合意形成の円滑化等の環境整備、企業・公的機関の再生可能エネルギー活用の促進、地方公共団体実行計画の取組の充実、ナッジの社会実装等を進める。
- ・ プラスチック資源循環戦略の具体化を今年度内に最終成案を得るべく検討し、次世代リサイクル等の革新技術の社会実装やデジタル技術を活用した循環ビジネスの創生を支援する。循環経済へのファイナンスを促すためのガイダンスを年内目途に策定する。
- ・ （略）単独浄化槽の転換や浄化槽台帳システム整備などの汚水処理のリノベーション・最適化を推進する。
- ・ J-クレジット制度等における手続電子化やブロックチェーン等を活用した市場創出を検討し、最速で2022年度からの運用開始を目指す。
- ・ 生物多様性条約COP15を機に、里地・里山・里海の保全を目指すSATOYAMAイニシアティブを推進し、それを踏まえた生物多様性国家戦略が、2020年代半ば頃までに多くの途上国で策定されるように取り組む。
- ・ 2040年頃には福島県内エネルギー需要の100%相当量を再エネで生み出すという県の目標達成のため、再エネを基盤とした未来型社会や再エネ産業・研究開発拠点の創出に向けた取組を加速化する。また、水素社会のモデル構築、脱炭素型の未来志向まちづくりを推進する。
- ・ 「気候変動×防災」の観点で、遊水効果を持つ湿地などの自然生態系を活用した防災・減災、災害等に係る気候変動リスク情報の整備活用や熱中症対策、廃棄物処理施設で生じたエネルギーの有効活用による災害時のレジリエンス強化等を推進する。

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

v) 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

①農業改革の加速

イ) バリューチェーンにおける改革の推進

- ・ 食品ロス削減推進法に基づき、2020年10月30日の「全国一斉商慣習見直しの日」に向けた納品期限の緩和等の呼びかけや、フードバンクにより食品関連事業者と福祉団体等をマッチングするシステムの構築等を行い、食品ロス削減を全国的に推進する。
- ・ 鳥獣被害対策を抜本的に強化し、安全・安心なジビエ供給体制を確保するとともに、ジビエ利用量を2025年度に2019年度比で倍増させるなど利用拡大を図るため、獣種や在庫量等の利用者向け産地情報の共有ルールを、2020年度中に実証を通じ作成し、全国展開等を図る。

④水産業改革

ア) 水産政策改革等の推進

- ・ 瀬戸内海において水環境を保全し豊かな水産資源を育むため、2021年までに最新の知見と地域の合意形成に基づく栄養塩類管理の仕組みを導入し、栄養塩類と水産資源の関係の解明を進め、2023年度までに湾灘協議会等に対し栄養塩類供給の管理方策の提案の開始等を行う。

ix) 観光・スポーツ・文化芸術

①観光立国の実現

ア) 国内の観光需要の回復と観光関連産業の体質強化

- ・ 地域の観光資源を誘客力の高いものに磨き上げる取組に対する外部の企業・専門家と連携した滞在コンテンツの造成・商品化等の支援や、日本博を契機としたコンテンツ創出のほか、各地域が誇る様々な文化・自然観光資源の磨き上げ・活用、国立公園等におけるワーケーションの推進等を通じて、観光地等の高付加価値化や誘客の多角化を促進し、国内観光旅行の振興につなげる。

イ) インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策

- ・ 国立公園等への来訪が主たる観光目的となるように、2020年度は特に自然の魅力を活かしたコンテンツ造成や廃屋の除去等による景観改善と民間投資の呼び込み等を強化し、誘客を促進する。